通信教育の名称及び関係告示	実施者の名称	変更の時期
（新名称） 添削で上達　川柳実作 （旧名称） 川柳入門 （平成四年文部省告示第十八号）	学校法人日本放送協会学園	平成二十五年 七月二十二日

○厚生労働省告示第三百十三号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

第三第一号を次のように改める。

一　削除

第三第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三　削除

十四　削除

第三第三十一号を次のように改める。

三十一　削除

第三に次の一号を加える。

五十三　冠動脈又は末梢（しょう）動脈に対するカテーテル治療におけるリーナルガードを用いた造影剤腎症の発症抑制療法　腎機能障害を有する冠動脈疾患（左室駆出率が三十パーセント以下のものを除く。）又は末梢（しょう）動脈疾患

○厚生労働省告示第三百十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一項ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第三中

「兵庫	市立小野市民病院	0.0405	0.0151」	を「（削除）

に、

（削除）	（削除）	（削除）」	に、「兵庫	三木市立三木市民病院

0.0642	0.0181」	を「兵庫	北播磨総合医療センター	0.0563	0.0189」

に改める。

○厚生労働省告示第三百十五号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成十二年厚生省告示第百四十四号）、災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等（平成十二年厚生省告示第百九十二号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成十六年厚生労働省告示第三百四十三号）は、平成二十五年九月三十日限り廃止する。ただし、同日以前に開始した災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による救助については、この告示による廃止前の災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準及び災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等の規定は、なおその効力を有するものとし、同日以前に開始した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による救援については、この告示による廃止前の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の規定は、なおその効力を有するものとする。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

○農林水産省告示第二千四百九十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項及び第百三十六条の規定に基づき、漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区を次のとおり定めたので、同法第十一条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年九月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　公示番号　農内共第一号

二　免許の内容たるべき事項

(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	ひめます漁業	一月一日から十二月三十一日まで
〃	さくらます（陸封型）漁業	〃
〃	こい漁業	〃
〃	ふな漁業	〃
〃	えび漁業	〃

(二)　漁場の位置　青森県十和田市及び秋田県鹿角郡小坂町

(三)　漁場の区域　十和田湖全面及び奥入瀬川（子の口から銚子大滝まで）の区域

三　免許予定日　平成二十六年一月一日

四　申請期間　平成二十五年十月一日から同年十月二十一日まで

五　関係地区　青森県十和田市大字奥瀬、沢田及び法量

秋田県鹿角郡小坂町

備考　この告示に係る免許の存続期間は、平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までとする。

○国土交通省告示第九百六号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、特定地域を次のとおり指定する。

平成二十五年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定する地域　一　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「柏崎市A」

二　道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中部運輸局長が定める営業区域の「東濃東部交通圏」

期間　平成二十五年十月一日から平成二十八年九月三十日まで

○気象庁告示第十号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月三十日

気象庁長官　羽鳥　光彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第13506号	電気式日射計の感部（全天） ＭＳ－411	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目21番8号	英弘精機株式会社	平成25年9月11日
第13507号	電気式日射計の感部（全天） ＭＳ－411F	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目21番8号	英弘精機株式会社	平成25年9月11日